



運営委員会 (行政書士 5名  
弁護士 2名)  
運営委員長 (センター長 1名)  
副委員長 (副センター長 1名)  
(規則13条)

調停手続実施(合議体)  
うち1名は弁護士であること要  
(規則18条3項)

【凡例】  
規則... 京都外国人の夫婦と親子に関する  
紛争解決センター規則